

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、成長を志向する中小企業者の経営規模拡大と賃上げに向けた取組を加速させるため、中小企業者が金融機関と連携して行う経営計画の策定・実行に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該中小企業者に対し、青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条1項各号に規定する中小企業者に該当し、収益事業を行う者とする。ただし、別表1で定める「みなし大企業」、「みなし同一法人」を除く。
- (2) 連携金融機関 銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫その他知事が認める金融機関であつて、青森県内に事業所を有し、本事業において補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）の伴走支援や県との連携を行う金融機関をいう。
- (3) 経営計画 補助事業者が経営規模の拡大及び賃金水準の向上を目的として策定する、自社の現状分析、将来の目標及び当該目標を達成するための取組内容等を記載した計画であり、連携金融機関が策定に関与し、内容を確認したものをいう。

(補助事業者)

第3 補助事業者は、県内に本社を有する中小企業者であつて、原則として、直近3事業年度のいずれかの売上高が5億円以上である者とする。ただし、経営規模の拡大と賃上げの実現可能性が高いと連携金融機関が認める場合は、この限りではない。

(補助事業、補助対象経費、補助金の額及び補助対象期間)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 補助事業の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定の日から補助金の交付に係る年度の2月26日までとする。

（申請書等）

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）企業成長ビジョン整理シート（第2号様式）
- （2）連携金融機関による連携確認書（第3号様式）
- （3）暴力団排除に関する誓約事項（第4号様式）
- （4）補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- （5）会社の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット等）
- （6）定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
- （7）直近3事業年度分の決算報告書の写し（個人事業主の場合は直近3事業年度分の確定申告書の写し）
- （8）その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6 規則第4条第1項の規定による交付の決定は、交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただ

し、別表2に掲げる補助対象経費の20パーセント以内の変更（補助金の額の増額を伴わないものに限る。）については、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第8 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、第6第1項に規定する通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月12日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 本事業において策定した経営計画
- (2) 経営計画の実行に係るコンサルティング費がある場合は、当該業務の実施内容が確認できる報告書その他これらに類する書類
- (3) 連携金融機関による内容確認書（第9号様式）
- (4) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (5) 補助対象経費の支払根拠となる契約書、その他業務内容及び対価を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（補助金の額の確定等）

第10 知事は、第9第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内

容) 及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第 1 1 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第 1 2 補助金の請求は、補助金請求書(第 1 0 号様式)を知事に提出して行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 3 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 1 1 号様式)を提出するものとする。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 6 日から施行する。

別表1（第2関係）

区分	内容
みなし大企業	<p>次の（１）から（５）のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>（１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（※）が所有している中小企業者。</p> <p>（２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。</p> <p>（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。</p> <p>（４）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（１）から（３）に該当する中小企業者等が所有している中小企業者。</p> <p>（５）（１）から（３）に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者。</p> <p>※「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する中小企業者以外の者。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記の中小企業等経営強化法第2条第1項各号の数字を超えている場合、大企業に該当する。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記の「みなし大企業」の規定を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業投資育成株式会社法」（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社 ・「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合 ・銀行法に規定する特定子会社が株式を保有する、銀行法及び銀行法施行規則に規定する、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社（以下「事業承継会社」という。） ・事業承継会社が株式を保有する法人
みなし同一法人	<p>親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められない。また、親会社が議決権50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められない。</p> <p>なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなす。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなす。</p> <p>加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社の申請しか認められない。補助金を目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められない。</p>

別表2（第4・第7関係）

区分	内容
補助事業	<p>補助事業者が金融機関と連携して経営規模の拡大と賃上げに向けた経営計画を策定する事業及び当該経営計画に基づく取組を実行する事業とする。</p>
補助対象経費	<p>補助事業者が本事業において策定する経営計画の策定又は当該経営計画に基づく取組の実行に係るコンサルティング費（外部の専門家又はコンサルティング会社への委託費又は専門家経費で、連携金融機関が実施するものを含む。）とし、当該業務の内容及び対価を明らかにした契約又はこれに準ずる書面を作成するものに限る。</p> <p>ただし、次に掲げる経費は補助対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 交付決定前に契約又は着手したもの （2） 既存の顧問契約等に基づくもの （3） 補助事業者の役員又は従業員に対する人件費又は報酬 （4） 補助事業者の関係会社との取引に係る経費 （5） 経費の内容又は金額の妥当性が確認できないもの （6） その他知事が不相当と認めるもの <p>また、連携金融機関が実施する場合は、当該金融機関が通常業務として無償で実施する経営相談等を除き、経営計画の策定又は当該計画の実行に係る専門的な支援として有償で実施するものに限る。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額以内の額とする。</p>

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付申請書

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請にあたっては、公募要領を確認し、その内容を十分に理解しています。また、本補助事業の審査及び実施のために必要な範囲において、申請内容、経営計画及び事業の進捗状況等について、連携金融機関と県が情報を共有することに同意します。

記

1 添付書類

- (1) 企業成長ビジョン整理シート（第2号様式）
- (2) 連携金融機関による連携確認書（第3号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項（第4号様式）
- (4) 補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (5) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (6) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書（原本）
- (7) 直近3事業年度分の決算報告書の写し

（個人事業主の場合は直近3事業年度分の確定申告書の写し）

- | | |
|--------------|---|
| 2 補助事業に要する経費 | 円 |
| 3 補助対象経費 | 円 |
| 4 補助金交付申請額 | 円 |

（注）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がある場合は、当該額を補助金交付申請額から減額して申請すること。

第2号様式（第5関係）

企業成長ビジョン整理シート

当該シートは現状の認識等を確認するものであり、今後、策定する経営計画の方向性と内容が異なることがあっても差し支えありません。なるべく経営者自身に作成いただくか、経営者の確認を受けてください。（作成ページは複数枚にわたっても構いません。）

1 事業者の概要

事業者名称			
代表者職・氏名			
本社所在地			
その他の事業所			
創業年（設立年）			
業種（中分類）		業種（小分類）	
事業内容（概要）			
従業員数	計 名（役員 名、正規 名、非正規 名）		
主要仕入先			
主要販売先			
（地域・チャネル）			
ホームページ URL			

2 収支・財務の状況

直近売上高	百万円	<input type="checkbox"/> 増加傾向	<input type="checkbox"/> 横這い	<input type="checkbox"/> 減少傾向
直近営業利益	百万円	自己資本比率	%	
財務面の強み				
財務面の課題				

3 成長の方向性・戦略

(1) 自社の経営目標（あるべき姿）

定量目標	
定性目標	

(2) 「自社の強み」について記述してください。(技術、ノウハウ、人材、取引関係など)

--

(3) 今後「どのように」成長を図っていきたいか記述してください。

--

(4) 自社で認識する「成長に向けた課題」について記述してください。

--

(5) 連携金融機関との「関係性」や「期待する役割や支援」について記述してください。

--

(6) 県など行政に「期待する役割や支援」について記述してください。

--

(7) 経営者としての「成長や賃上げ」に対する考え方について記述してください。

--

(8) 経営計画を策定・実行する場合の「実施体制」について記述してください。

--

(9) 実施スケジュール

--

(10) 「100億宣言」の実施について（該当する項目にチェック）

<input type="checkbox"/> 実施済	<input type="checkbox"/> 実施予定	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 実施予定なし
------------------------------	-------------------------------	------------------------------	---------------------------------

(作成者)

担当者名： _____

所属部署： _____

電話番号： _____

担当者メールアドレス： _____

青森県知事 殿

住所
連携金融機関 名称及び
代表者氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金に係る
連携金融機関による連携確認書

記

事業者名： _____

上記事業者が申請する令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金の趣旨を理解し、当金融機関は連携金融機関として、経営計画の策定又は実行に当たる支援について継続的に関与することを確認します。

本事業の実施に当たり、青森県から求めがあった場合には、事業の進捗状況等に関する情報提供に協力します。

なお、本確認書は、融資の実行又は融資条件の変更等を約束するものではありません。

担当者名： _____

所属部署： _____

電話番号： _____

担当者メールアドレス： _____

※ 本様式は連携金融機関が記載してください。

※ 代表者氏名欄に記入する氏名は、記載する連携金融機関の内部規定等により判断してください。

(1) 成長が期待されると判断する理由

--

(2) 当該事業者に期待する点 (内外にもたらす効果)

--

(3) 金融機関としての支援の方向性 (関与の仕方)

--

青森県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第5号様式（第6関係）

番 号
令和 年 月 日

補助事業者 殿

青森県知事

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費 円
 - (2) 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出の2分の1又は1,000,000円のいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、青森県補助金等の交付に関する規則及び令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入額控除税額が明らかになった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

第6号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業の内容について、下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付要綱第7第1号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

第7号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付要綱第7第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日

2 事業費 円

3 補助金額 円

4 添付資料

- (1) 本事業において策定した経営計画
- (2) 経営計画の実行に係るコンサルティング費がある場合は、当該業務の実施内容が確認できる報告書その他これらに類する書類
- (3) 連携金融機関による内容確認書（第9号様式）
- (4) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (5) 補助対象経費の支払根拠となる契約書、その他業務内容及び対価を確認できる書類

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がある場合は、当該額を補助金額から減額して報告すること。

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
連携金融機関 名称及び
代表者氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金に係る
連携金融機関による内容確認書

記

事業者名： _____

上記事業者が令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付要綱に基づき策定した経営計画について、当金融機関は連携金融機関として策定に関与し、内容を把握の上、上記事業者の経営規模の拡大及び賃金水準の向上に資する計画であることを確認しました。

なお、本確認書は、当該経営計画の実現、並びに融資の実行又は融資条件の変更等を約束するものではありません。

担当者名： _____

所属部署： _____

電話番号： _____

担当者メールアドレス： _____

※ 本様式は連携金融機関が記載してください。

※ 代表者氏名欄に記入する氏名は、記載する連携金融機関の内部規定等により判断してください。

第10号様式（第12関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青企支第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名、支店名	
口座種別・口座番号	
口座名義（カナ）	()

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和7年度青森県金融機関連携型成長戦略策定・推進事業費補助金交付要綱第13の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づく確定補助金額（令和 年 月 日付け青企支第 号による補助金の額の確定通知額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。